8/1 スタート　被扶養者（家族）の状況調査にご協力ください

健康保険組合では、保険料負担のない被扶養者（家族）の方にも、被保険者（本人）の方と同様に健康保険の給付を行っています。そのため、現在被扶養者として認定されている方が引き続き資格があるかどうかの確認を、国からの指導に基づき１年に１度、**被扶養者の状況調査**として行っています。
健康保険組合の財政健全化のためにも皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

■実施期間　：８月１日～３１日まで
■対 象 者　：１９歳以上の被扶養者（ご家族）が対象で、対象者の被保険者（本人）へメール等でご連絡を差し上げます。
■実施方法　：会社ＰＣと個人所有のＰＣまたはスマートフォンから回答と添付書類のアップロードが行えます。
※生産部等で電子回答ができない場合は、紙調査票で実施します。

こんな時は扶養家族からはずれます！

1. 被扶養者が就職、または他の健康保険に加入
2. 被扶養者の収入が扶養基準を超過した
3. 被扶養者と離婚した、被扶養者が結婚した
4. 被扶養者が死亡した
5. 被扶養者との生計維持関係がなくなった

このようなケースにご注意

資格確認書類の提出を忘れていた！
期限までに必要な書類の提出が無かった場合、被扶養者の資格を失う可能性があります

資格がなくなっていたのに気づかずにそのままにしていた！
資格を失ってから届出を行わず、その間に医療機関を受診した場合は、健保組合負担分の医療費を返還して頂くことになります。

状況調査では、被扶養者としての資格が継続しているか確認します。

主な認定基準は以下の通りです。（新規認定時は、以下をベースに審査が行われます。）

■続柄

被保険者（本人）と別居でもよい	被保険者（本人）との同居が条件
・配偶者、子、孫、兄弟姉妹 ・父母など直系尊属	・左記以外の三親等内の親族など

■収入
・主として被保険者の収入で生計が維持されていること
・被扶養者（家族）の年収が 130 万円（60 歳以上、または障害年金受給者は 180 万円）未満であること
・被扶養者（家族）の年収が、被保険者（本人）の年収の 2 分の 1 未満であること

収入の範囲

給与収入、年金収入、事業収入（農業を含む、自営業収入）、その他（失業給付金、資産の譲渡収入、不動産賃貸収入、利子収入、配当収入）、継続性のある非課税収入も含む

■調査にあたっての主な提出書類（状況により異なります）
在学証明証（学生）、年金額が分かる書類、その他収入額が分かる書類、別居の場合は送金明細書など。